印刷、 頁、京城大學今西博士刊行。京城、 獨り吾人の希望のみでなく、學界の均しく待望する所と 形」等によつて増補されて、この研究をして一層完璧な して、本篇紹介の結びとする次第である。(菊版百六十一 指導に當られ且出版の券をとられた今西博士の厚意を謝 確信するのである。 ものとされ、以て將來の大成を企圖されん事を祈るのは 待するのであるが、更に明實錄、或は「毛大將軍海上情 限定賣價壹圓)「以上鴛淵」 此に重ねて氏の勞を謝し、又これが 合名會社近澤印刷部

Staatssozialistische Versuche im alten und mittelalterlichen China

O. Franke.

豐富且整然たる、然し全く片面的に獨斷的マ 謬と誤解を有つてるて經濟史とは稱し難い。 の著書は、個々の事質の無批判的總括で餘り多くの誤 を附してゐる Mabel Ping-hua Lee (New York 1921) Economic History of China なる大けさな書名 厖大內容 ルクス主

く外は始總て後者なる國庫の充質を重視したもので、外

抱負と企圖と自信の下に爲されたかを知り得るのである と著者が冒頭に言つてゐるに徴しても此論文が如何なる tschaft und Gesellschaft Chinas は發行中である 義的に礪束せられてゐる K· A. 唐劉晏の常平鹽等の個々の制度、 Wittfogel の著 Wir-

湾政策を總括して次の如き結論が與へられてゐる。 が唯物論的に偏し史質を輕視せんとする弊ある時に當り 窮緩和と國庫充實に發するものであるが、 上、中代に於ける國家社會的經濟政策は何れも農民の困 表せられた事は極めて有意義と言はねばならぬ。 如此確實豐富なる史料に基きて立論せられたる論文が發 の檢討を試みてゐるものである。近來支那經濟史の研究 間に存する歴史的關係、一貫する社會政治的思想の有無 那上中代に於ける主なる經濟政策即魏李悝の盡地力、前 即ち此は唯に王莽王安石に依る二大經濟變革を中心に支 運用の實狀を詳說したるに止らず更に深く諸經濟政策の 對する鹽鐵論の批難、 漢武帝の採りたる均輪平準及鹽鐵酒の專賣制度並に其に 李悝の法を除 尙諸經 支那

2)

Wissenschaften Phil.-Hist. Klasse. 1931. XIII Preis R. Wissenschaften Phil.-Hist. Klasse. 1931. XIII Preis R. Wissenschaften Phil.-Hist. Klasse. 1931. XIII Preis R. Wissenschaften Phil.-Hist. Klasse. 1931. XIII Preis R.

Die Rachepflicht, ein Widerstreit zwischen konfuzianischer Ethik und chinesischem Staatsgefühl.

E. Haenisch.

本論文はライブチヒ大學教授へイニツシ博士が昨年伯

Morgenländischen Gesellschaft, Band 10: Heft 1/2 に戦Morgenländischen Gesellschaft, Band 10: Heft 1/2 に戦が國民の復讎行為を如何に處分したかを歴史學的立場よが國民の復讎行為を如何に處分したかを歴史學的立場よが國民の復讎行為を如何に處分したかを歴史學的立場よが國民の復讎行為は軍なる怨恨激情の結果としていはなく寧於て復讎行為は軍なる怨恨激情の結果としていばなく寧於て復讎行為は軍なる怨恨激情の結果としていばなく寧於て復讎行為は軍なる怨恨激情の結果として認められた儒教にあつても亦是を許可獎勵した處であつて、それた儒教にあつても亦是を許可獎勵した處であつて、それた儒教にあつても亦是を許可獎勵した處であつて、それに常記、父之讎那與共戦天兄弟之讎不反兵交遊之讎不同は禮記、父之讎那與共戦天兄弟之讎不反兵交遊之讎不同は禮記、父之讎那與共戦天兄弟之讎不反兵交遊之讎不同

に對する洞見不足と、個人所有慾こそ商業の最强最自然

られなかつたのは何故であるか。其は實に爲政者が當時品の價格安定をも企圖した此等政策が常に國民に歡迎せ然りであつた。然乍一方國民の窮乏を救ひ日常生活必需

征による財政困難を切り拔けんとした前漢に於ては殊に

の質狀例へば其政策を運用すべき官吏の素質如何等々、

歴朝の法律は復讎に開する條文に缺けてゐる、既に周禮郡を遂行したる者は常に孝子と認められた事等に依つて其儒教の要求する復讎の遂行者を加何に處理したか。 「本語である。然し復讎は飽迄一種の私刑であり國權との は、一種の私刑であり國權との は、一種の私刑であり國權との は、一種の私刑であり國權との は、一種の私刑であり國權との は、一種の私刑であり國權との

第十七卷 第二號 三〇七

を知り得ない、僅に清律に於て擅に父母祖父母の爲に復には調人の官あり復讎を調停したること見ゆるも其實情

紹

讎したる者は杖六十の罰を加

ぶ但し加害直後の復讎は之

する熾烈なる國家感情との葛藤は遂に解かる可くも無か つたとの結論に達するのである」と。

三〇八

内田 二十四頁 (Zeitschrift d. Deutschen Morgenländischen Gesellschaft, Band 10: Heft 1/2. 柄ではない。東洋思想史に興味ある人々の一讀を冀む。 **義ありと思惟するが、是勿論本論文の要旨に影響ある事** つて、 である。論中復讎律を清に始るとなしてゐるに就ては疑 かゝる方面に關する歐米學者の所究は極めて僅少であ 從來 O. Franke, A. Vissière 氏等の數著あるのみ Leipzig 1931) [以上

(日本文化史序說

西田 直

二郎著

都度群臣相議して處置すべく法律を以て斷じ難しとし、

旌表す可くもないと論じてゐる。

更に韓愈は事件發生の

たるならば復讎するのは當然であり死刑とすべき理由な 表は一致すべくもない、若し父、法に依らずして誅せられ 禮教を明にすべしと論じ、柳宗元は之を駁して誅戮と旌

く父が法に從つて誅せられたならば復讎すべき理由なく

之を死刑に處し以て國法を正し、

死後之を表彰して以て

治家の意見に徴するに陳子昻は復讎者は殺人の罪に依り 刑に處せられた者も少くないのである。是を有名なる政 是を史實にとるに或は無罪とせられ或は有罪とせられ死 を罰せずと云ふ極めて糊塗的な條文を見るのみである。

るにも拘はらず。我々は果して何れの歴史に於いて真に の間に殆ど常識といはんまでに一般的な見解となつてる のかやうな反省は今日多少ともその事に心を寄せるもの の隔りによつて隔絶せるものでない。」――歴史に就いて 「歴史は生活から分離してあるべきでなく、 現在から時

ざる高き倫理觀と、倫理的にして而も遠法たるものに對 考究に依つて、一思想の爲に生命を犠牲とするとも厭は の義務を忘れず而も復讎を阻止する天意に從ふこそ唯一 更に王安石は鄧世治世に於て其事情異る,復讎せざるは 復讎して祀を殄つも亦孝に非ず、寧ろ復讎 かくして吾人は以上の 文學博士

の解決策であらうと論じてゐる。

不孝なるも